

国 総 建 第 260 号

平成 20 年 12 月 24 日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び
「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

平成 20 年 10 月 8 日付け国総建第 177 号による建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）の改正に伴い、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成 13 年 4 月 3 日国総建第 99 号）及び「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号）の一部を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建設部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に対して通知し、各都道府県建設業担当部長に対して参考送付したところです。

つきましては、貴団体参加の建設業者に対して周知・指導方お願いいたします。

附 則

この通知は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

日本建設機械化協会 追記:

文中の別添資料については、後日、国土交通省（総合政策局建設業課）のホームページに掲載予定となっていますので参照願います。